

岩手県立大学宮古短期大学部再入学規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 52 号

改正 平成 23 年 2 月 4 日 規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手県立大学宮古短期大学部学則第14条に規定する岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）への再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学の資格)

第 2 条 学則第 14 条の規定による再入学をするためには、当該退学又は除籍の理由が解消していることを要件とする。

(再入学の年次)

第 3 条 再入学の年次は、退学又は除籍時において年次を修了していると認められる場合には引き続き年次とし、それ以外の場合には退学又は除籍時と同一の年次とする。

(再入学の出願)

第 4 条 再入学を志願する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願書（様式第 1 号）
- (2) 再入学志願理由書（様式第 2 号）
- (3) 入学検定料払込受付証明書貼付書（様式第 3 号）
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、次に掲げる期日までに提出しなければならない。

- (1) 前期入学 入学を希望する年度の前年度の 2 月 15 日
- (2) 後期入学 入学を希望する年度の 8 月 17 日

3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から起算して 3 年以内に限り、することができる。

(選考方法)

第 5 条 再入学志願者の選考は、書類審査及び面接によって行うものとする。ただし、必要と認めるときは、学力検査を行うことができる。

(再入学許可)

第 6 条 前条の選考に合格したものは、入学料を納付のうえ、本学所定の書類を指定された期日までに学長に提出しなければならない。

2 前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(修業年限及び在学年限)

第 7 条 再入学した者の修業年限は、再入学を許可した年次の学期により定める。

2 再入学した者の在学年数は、従前に在学していた期間を通算するものとし、1 年未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(再入学者の適用規程)

第 8 条 再入学した者には、当該者の属する年次の在学者に適用する学則及びその他諸規程を適用する。

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が

別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 4 日から施行する。

岩手県立大学宮古短期大学部再入学願書

志望学科					写 真 縦 4 cm × 横 3 cm 無帽上半身正面 無背景・カラー
フリガナ					
志願者氏名					
現住所	〒 —				
	連絡先の 電話番号	自宅	— —	E-MAIL	
	携帯電話	— —			
性別・生年月日	性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日	
退学等前 入学年月日	年 月 日 入学				
退学等年月日	年 月 日 （退学 ・ 除籍 ・ 卒業）				
退学等時 の学科	学科 年次				

注) 「退学等」とは、退学、除籍又は卒業のことをいう。

入学検定料払込受付証明書貼付書

（注意事項）

- 1 本学所定の「振込依頼書」に必要事項を記入のうえ、入学検定料 18,000 円を銀行の窓口で払い込んでください。（ATM は利用しないでください。）
- 2 払込後、受け取った「払込受付証明書（お客さま用）」の受付銀行日付印の押印を確認のうえ、枠内に貼付してください。
- 3 「払込金領収証」は入学志願者が保管するものです。貼り間違えないようにしてください。

この枠内には
はがれないように
のり付けすること。